

2014年9月26日

2014年9月定例岡山市議会

日本共産党岡山市議団 反対討論

林潤

日本共産党岡山市議団の林潤です。

党市議団を代表して9月議会で各委員会に付託された59件の議案のうち

甲第202号議案 平成26年度岡山市一般会計補正予算（第2号）について、

甲第206号議案 岡山市役所本庁舎構内駐車場の使用料等に関する条例の
制定について、

甲第213号議案 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について、

甲第216号議案 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設
備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、

甲第217号議案 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について、

甲第218号議案 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の制定について

の6件について委員長報告に反対の立場で討論をします。

甲第202号議案 平成26年度岡山市一般会計補正予算（第2号）のうち、
歳入第17款県支出金 第2項県補助金 第2目総務費県補助金 第1節総
務管理費補助金3,000,000円、歳出第2款総務費 第1項総務管理
費 第21目地域振興費 第19節負担金補助及び交付金の防犯カメラ設置
支援事業費補助金6,000,000円は町内会等の住民組織が防犯カメラ
を設置する際に9割、上限30万円の補助をしようとするものです。最大2
0台分です。

子どもが被害者になる事件などによる社会不安の高まりで防犯カメラ設置
については一定の要望はあります。

しかし今回の市の予算は個人情報管理の責任、情報が不正に利用された際の訴訟リスクや設置に係る交渉などをすべて住民組織に押しつけてしまうもので、町内会等が防犯カメラを安心して設置・運用できるものになっていません。

委員会審査の中で市は「住民の自主的な活動を支援する」と繰り返しました。設置と運用はあくまで設置した住民の責任になります。

この予算の発端は県が防犯カメラの設置を促進しようと補助金を出したことです。

岡山市において防犯カメラが有効に活用できるのか、住民の運用に責任が持てるのか十分な検討が行われておらず、運用の指針になるのは大雑把な県の防犯カメラガイドラインだけです。

県の防犯カメラガイドラインでは「適正に」とか「必要に応じて」などと書いてあるだけです。

住民組織は防犯の専門家でも個人情報保護の専門家でもありません。判断を任せるには荷が重く責任が取れないことばかりです。

肖像権の問題などで訴訟が起きたら市は「設置者の責任で」と言って関わろうとしません。

防犯カメラを設置する責任とリスクはネット社会では大きなものになります。

画像の流出が起きた場合の責任は設置者である住民組織の代表、具体的には町内会長や安全・安心ネットワークの会長が負うことになります。

コンビニの防犯カメラに映った有名人の画像をアルバイトがネットに流して会社がお詫びをする事態はすでに発生しています。

インターネットで「防犯カメラ 面白い画像」と検索するとカメラの前で人が転んだり、何かに失敗したりする動画がたくさん出てきます。

町内の公園や道路に防犯カメラを設置すればデートしたり、酔って千鳥足で歩いていたり、犯罪でなくても撮影や記録をされたくない場面が映ります。むしろそういう場面の方が主になるでしょう。

いつ誰がそれを見るのか、いつまで残すのか、どう扱うのか、県のガイド

ラインでは定められておらず、市は定める気はありません。

法令に基づかないで画像が提供される場合も禁止されていません。日本弁護士連合会も令状主義に反していると指摘しています。

県が予算を付けたとしても直接、市民に対応し実務に当たるのは岡山市です。

委員長報告で、あらゆるリスクを設置者が負わなくてはならないこと等を説明し、理解を得るようにと求めたのは当然ですが、その説明の基になるはずの条例もガイドラインや要綱も定めようとしないうまま、この予算を認めるわけにはいきません。

よってこの予算案に反対します。

次に歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目財産管理費 第14節使用料及び賃借料 1,400,000円、第15節工事請負費 11,000,000円および甲第206号議案 岡山市役所本庁舎構内駐車場の使用料等に関する条例の制定について、は構内駐車場について土日・休日の市民利用のためゲートの設置等を行い、有料化しようとするものです。

市は目的として

- 1) 混雑している土日・休日の構内駐車場の適正な管理を図る。
- 2) イオンモール開業に伴い、予想される周辺道路の混雑緩和の一助とし、歳入増にも繋げる。

を挙げました。

それぞれの目的を果たす方策として整合性がありません。

適正な管理のためには公用車駐車場としての本来の目的のための使用を徹底すればいいことです。

混雑緩和や歳入増のためには土日、休日にがらがらで構内駐車場の3倍以上の台数がある市営鹿田駐車場の活用を図るべきです。

すぐ脇に空っぽの300台分があるのに、80台分からお金を取ろう、という算段が分かりません。80台分がどれだけ混雑緩和になるのかも不明です。

市有の駐車スペースの公用と市民活用については全体の方針を立てて運用すべきです。

よってこの予算案と条例案に反対します。

甲第213号議案 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、は保育園等の設備等の基準を緩和しようとするものです。

体制、施設の基準も緩和されます。

体制については、子どもの人数当たりの保育士の人数が少なくてもいいように緩和されます。保育士を配置した上で服薬や救急対応のために看護師を配置するのであればいいのですが、もともと職務が異なる看護師を保育士と置き換えられるようにすることは保育の質向上になりません。

施設について建物外部の非常階段がなくてもいいようにする規制緩和は、既存の高層ビルでも認可保育園が出来るようにするためです。

現在は、自力での避難が困難な乳幼児であることを考慮して認可保育園は低層であること、外階段があることが求められています。

企業の儲け口の拡大には配慮するのに、子どもの安全を後回しにする規制緩和を認めることはできません。

甲第216号議案 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については来年度からの子ども子育て新システムに対応して幼保連携型認定こども園を設置できるようにしようというものです。

市民の保育ニーズが満たされておらず希望する保育園に入れない保留児がいることは重大な問題です。

市が責任を持って保育園の定員を増やすべきです。今年度は一定の前進が見られたことは評価します。幼保連携型認定こども園ではなく保育園を増やせばいいことも現状を見れば明らかです。

私立は幼稚園も保育園もそれぞれ幼稚園、保育園として運営していこうというのが大勢です。あえて幼保連携型認定こども園になろうという施設は少数です。

市は公立保育園と幼稚園については強引に30園だけを認定こども園にして、残りは民間に任せてしまおうとしています。

建物を増やすわけでも保育士を増やすわけでもなく統廃合で運営方式を変えるのでは根本的には定員は増えません。

保育の公的責任を後退させだけで、保留児解消の切り札になるわけでもありません。

よってこの条例案に反対します。

甲第217号議案 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、は保育士資格がなくても子育て経験がある人に研修だけでベビーシッターを任せられるようにしようというものです。

我が子の子育てと職業として他人の子どもを預かることは質的に異なります。

また保育者個人と幼児だけの密室になる家庭的保育、いわゆるベビーシッターでは高い職業倫理が求められることは先般のベビーシッター中の死亡事故の教訓です。

問題があっても市は勧告するだけです。

安易に安上がりな保育を増大させることは認められません。

よってこの条例案に反対します。

甲第218号議案 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、は甲第213号議案、甲第216号議案、甲第217号議案で定める各事業が補助金の給付対象事業か決めるための基準です。

幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業はこのまま実施すべき事業ではなく、条例制定の必要がありません。

よってこの条例案に反対します。

以上、反対の理由を申し述べました。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。